

学 則

1 研修の目的

介護に携わる者が業務を遂行する上で、最低限の知識や技術とそれを実践する考え方のプロセスを身につけ、最も基本的な介護業務の遂行及び介護職員としてのマナーや適切なケアが提供できる人材の育成を目的とする。

2 研修の名称

同行援護従業者養成研修一般課程
 同行援護従業者養成研修応用課程
 全身性障害者移動介護従業者養成研修課程

3 事業所の所在地

釧路市

4 研修形態

昼間（通学制）

5 研修の要旨

研 修 課 程	修 業 年 限	研 修 期 間	定 員 (人)	受講料（円）		受講対象者
同行援護従業者養成研修一般課程	2ヶ月	2ヶ月	A12名 B16名	A テキスト代 2,592円 (応用課程を含む)	B 一般課程 + 応用課程 セット料金 45,000円	A無資格者 B無資格者または 有資格者
同行援護従業者養成研修応用課程	1ヶ月	1ヶ月	A12名 B16名	A 0円 B 20,000円		一般研修修了者
全身性障害者移動介護従業者養成研修課程	2ヶ月	2ヶ月	A12名 B16名	A テキスト代 2,592円 B 20,000円	—	A無資格者 B無資格者または 有資格者

※上記表のA,Bについては、下記6 受講手続 (1) 募集時期をご覧ください。

6 受講手続

(1) 募集時期

A 求職者支援訓練に合わせる。
 B 開講日の1か月前から募集し、定員になったとき又は開講日の1週間前に締め切る。

(2) 受講料納入方法

申し込み後規定の期間までに金融機関に振り込むか、当社に直接支払いをすること。なお、期限内に受講料支払い確認ができない際は、指導サービス・受講ができない場合がある。

(3) 受講料の返還

受講前に、当社の都合により研修課程を中止した場合に限り受講料全額返還する。
 受講前の解約においては執行済みの経費を除き返還する。
 研修課程開始後の解約においては理由の如何を問わず、受講料は一切返還しない。

(4) 本人確認

研修課程受講者には、受講申し込み時に本人である確認を行うものとする。本人の確認方法は戸籍謄本、戸籍抄本、住民票、運転免許証、公的証明書により行いその写しを保存する。

免除科目がある受講者には、受講申し込み時に本人である確認を行うものとする。本人確認の方法は、介護福祉士登録証、障害者居宅介護従業者基礎研修課程旧 1, 2 級課程及び旧 3 級課程（「旧介護職員」の各課程及び「旧ヘルパー要綱」の各課程を含む）修了証、視覚障害者移動介護従業者養成研修課程修了証により行い、その写しを保存する。

7 研修時間数 (別紙により記載すること)
別紙 1

8 研修の免除 (別紙により記載すること)
別紙 2

9 主要テキスト

中央法規出版株式会社 同行援護従業者養成研修テキスト (一般・応用) (¥2,592 円)

中央法規出版株式会社 ガイドヘルパー研修テキスト 全身性障害編 (¥2,592 円)

10 修了認定

(1) 出欠の確認方法

ア、受講生の出席簿を作成する。受講開始前に、講義日欄に本人の印を押す。出席確認後講師の印を押すこととする。

イ、やむを得ず遅刻・早退・欠席をする場合は、指定の届け出用紙を提出することとする。

(2) 成績の評定方法

ア、講義・演習については、すべての科目終了後に講師の判断によりおこなう。

イ、上記の判断にあたっては、100 点満点とし、A (80 点以上)、B (79~70 点)、C (69~60 点) 及び、D (59 点以下) の区分により判断する。

ウ、上記の判断において、D と判定された者については改めて講義、再判断を行う。

(3) 修了の認定方法

すべての科目終了後、出席日数及び講師評価により最終判断とする。

(4) 修了証明書

修了が認定された者には修了証明書を交付する。

11 補講の取り扱い

欠席・遅刻・早退による欠課については、同じ科目時間分の補講を行う。

補講実施は当社株式会社ベナレスで行う。この場合の費用を下記のとおりとする。

補講費用については、当日にて支払うこととし、必ず受講証明をもらい事務局まで提出すること。

A 補講費用	1 時間 1,000 円
B 補講費用	1 時間 2,500 円

12 退学規定

(1) 受講者が退学しようとした時は、所定の退学届を提出すること。

(2) 受講者が当社の定める諸規定を守らず、または受講者の本文を怠る次の行為があった時は退学を命ずることがある。

ア、協調性がなく、注意・指導しても改善の見込みがないと認められたとき。

イ、正当な理由がなく遅刻、早退、欠課が多く、受講が不完全と認められたとき。

ウ、非行行為が繰り返し行われたとき。

エ、学力劣等で修了の見込みがないと判断されたとき。

13 その他

なし

14 附則

この学則は、平成27年12月 1日から施行する。

この学則は、平成29年 3月 1日から施行する。

注1 「事業所の所在地」は、研修を実施する市町村名を記載すること。

2 「研修の形態」は、講義の実施方法（昼間、夜間及び通信の別）を記載すること。

3 「修業年限」は、事業者が、規定された修業年限内で定めること。

4 「研修期間」は、研修（講義・演習・実習）が開始から終了するまでの標準期間を、年、月又は日を単位として記載すること。例 1年、3箇月、90日

5 「受講料」は、講習料、教材料、実習料など受講者が共通して負担しなければならない費用の総額であって、1人分を記載すること。

6 「退学規定」は、退学の手続方法（受講者から退学を求める場合と事業者が一方的に退学を命じる場合の方法）を記載すること。